



小学校における法教育の取り組み (例)

2010年1月より3月

5年生3クラス94名

総合的な学習の時間

テーマ「法について考えてみよう」

授業のねらい

身近な法(ルール)について考えることを通して、私達の生活にとって、ルールが実際に必要であることに気づく。

単元の展開 (全13時間)

- (1) 無人島ゲームをやる (2時間)
- (2) もしも、「・・・がなかったら」 (2時間)
- (3) 福岡県司法書士会の特別授業 (2時間)
「法は何のためにあるのか？」
- (4) 大阪法務局見学(社会見学) (3時間)
- (5) 「運動場の使い方のルールを考えよう」 (4時間)

①無人島ゲーム

- まず、無人島ゲームで話し合い、一人で遭難し、無人島で生きていかなければならない場合と、数名で遭難した場合でどう違うか、考えた。数名で遭難した場合は、助け合うと共にルールが必要になることが児童から自発的に出てきた。

* 食べ物を平等に分けるのか、食べ物を見つけてきた人が少し多めに分けるのか？
(漂流ゲーム)「法教育の実践の指導テキスト」からアレンジ

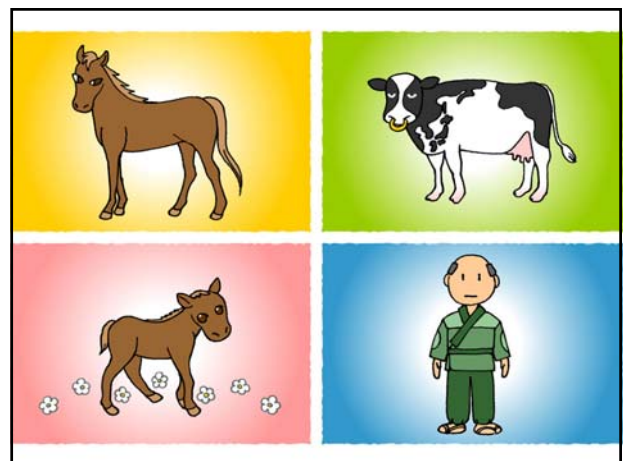
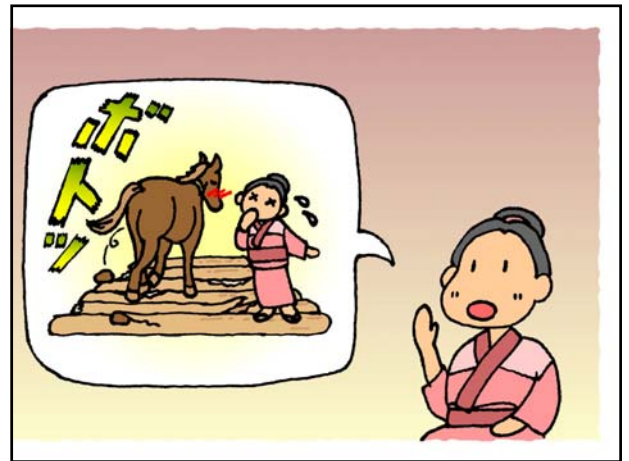
②もしも～がなかったら

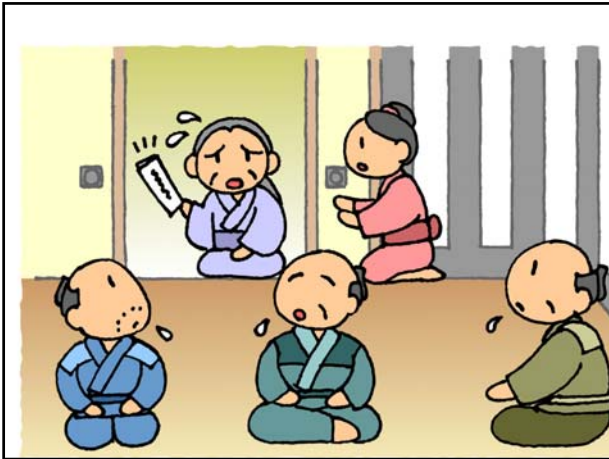
- 「もしも、信号機がなかったら」
- 「もしも時間割がなかったら」
- 「もしも、チャイムがなかったら」(ノーチャイム)
- 「もしも学校がなかったら」

(もしも・・・がなかったら)
「小学校の法教育を創る」から

③福岡県司法書士会の特別授業 (2010年2月12日) (2時間)

- 「法は何のためにあるのか？」
- 「解釈の力一紙芝居で学ぶ法教育教材一」
(福岡県司法書士会法教育推進委員会)





④大阪法務局見学（社会見学） （3時間）

2009年2月18日

9:30~11:05

大阪法務局を児童94名と引率者
4名で見学した。

⑤「運動場の使い方について 考えよう」（4時間）

- 自分達にとって身近な存在である運動場の遊び方についてのルールを自分達で実際に考えることを通して、ルールの必要性に気づくと共に、よりよい生活に向かおうとする態度を養っていくことを目標に取り組んだ。

- 2年生のさおりさん達5人は、ドッチボールをしたくて、運動場に出てきました。しかし、4年生・5年生・6年生の児童が運動場の広いところを全部使っています。そのため、さおりさん達はドッジボールをしたいのですが、できません。このようにさおりさん達は運動場で遊ぶとき、いつもドッジボールができません。
- あなたは、この運動場を使うときに、どのようなルールがあるとよいと思いますか。

法教育特別授業の感想

- とてもわかりやすく、楽しい授業でした。わからないことがあったけど、ほとんどわかるようになりました。
- 物語を作ってもらっていたから楽しい勉強になりました。
- しゃべる人がうまかったので、分かりやすかったです。ルールがないと、ごちゃごちゃになってしまうということが分かりました。
- マンガで楽しく教えてくれたので、すごくわかりやすかったです。

大阪法務局見学の感想

- 法務局がないと、家や土地などを自分の物だと証明できないので、大切だとあらためて感じました。
- 法について、すごくよくわかりました。（たとえば売買契約など）
- いじめとかをしてはいけなくて、いじめられた人がいやな気持ちになることが、わかりました。（人権ビデオを見て）

法教育特別授業の保護者の感想

- 子どもが感動して学習がとても楽しかったとのこと。法についてくわしく学ぶことができたという話をくわしく聞くことができました。
「保護者の私自身も、その授業と一緒にうけて参観できればよかったです。」
というお手紙を次の日に受け取りました。
児童にとってたいへん心に残る学習になったと思われる。

学校現場において法教育を普及させるための方策

- 1. 法務局・裁判所・検察庁等、法に携わる公の施設は、小・中学生等の社会見学を受け入れること
- 2. すぐれた授業例を提示すること
- 3. 司法書士・弁護士等リーガルプロフェッションがよい教材を提示すること
- 4. 紙芝居、ゲーム、アニメーション、動画等のいわゆる視聴覚教材を活用すること
- 5. すぐれた授業をアレンジすること

- 6. ルール（法）の必要性に気づく内容を取り入れること
- 7. ルールを考える内容を取り入れること
- 8. 大単元としての「法教育」を例示すること
- 9. 学年全体あるいは、学校全体で取り組むこと
- 10. 保護者にも法教育のよさをわかってもらうこと

最も重要なこと

- 法教育の学習、あるいは、法教育の思考過程そのものが、学校教育にとって必要な思考力を養うものになっていることを示すこと

教師が実感

- 児童が学校生活を送るについて、必要不可欠であると実感することが大切ではないか

そのために・・・教材開発

- 1年から中学3年まで、法教育
学年1つの教材
内容
児童・生徒にとって、身近な教材

例

- ・ 相隣関係
(となりの家からはみでた枝にあるかきをとったらどうなる)
- ・ 窃盗罪について 万引き防止
- ・ 放火罪について 火遊び防止

- 数多くある法律の中から、小学生・中学生・(高校生)に必要な法律・内容を厳選する。
- 道徳または、社会科の中で学年1つずつ位置づける
- 視聴覚教材を各学年作成する。

必要は、〇〇の母・・・

- 高校における司法書士の消費者教育は、必要性から起こってきたとされている。
- 現在 情報モラル教育・・・情報モラルに取り組もうとしている。すなわち 教師が必要性を感じると取り組もうとしている。すぐれた教材から、取り組む。例えば、(無人島ゲーム ルールの必要性を子どもが見つける)
(解釈の力 法は何のためにあるのか)

その他

- 教育委員会単位での、法教育委員会の創設
- 司法書士法教育ネットワークのはたらき
- 法と教育学会
- 法教育を専門とする教育学部の大学教員の育成
- 教育委員会・学校の法教育に関する窓口を作る

ありがとうございました。

